

令和元年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

錦岡地区

令和元年8月29日(木) 緑陵中学校

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
1	<p>【苦小牧市防災行政無線屋外スピーカーの性能アップと戸別受信機設置について】 錦西町内会</p> <p>音楽ははっきりと聞き取れますが、音声となると、間のびした緊迫感のない聞き取りづらい状態になる。この改善を図っていただきたい。 また、戸別受信機を、町内会の主要役員(会長、防災部長、総務部長など)に設置していただきたい。</p>	<p>現在本市では、屋外スピーカーをはじめとする防災行政無線のデジタル化対策の取組を進めており、新たに導入する設備については、確かな情報伝達が可能であることや戸別受信機が安価で設置しやすいシステムを前提に検討しております。今回要望いただきました事項につきましては、市としましても正確な情報伝達を遂行するためにも大変重要であると考えておりますことから、新たに導入する設備に関しては機能性を重視するとともに、戸別受信機の配布につきましても検討してまいります。</p>	B	市民生活部 危機管理室
2	<p>【公園の名称変更について】 錦西町内会</p> <p>町名が字錦岡から、錦西町に変わりました。 それに伴い、現在「錦岡西7号公園」「錦岡西8号公園」となっている公園の名称を、「錦西町1丁目公園」「錦西町2丁目公園」と変えてください。公園の場所がより分かりやすくなります。</p>	<p>御要望のように、公園の名称を変更する場合、都市計画画法上の様々な手続きが必要となるほか、全戸配布している津波ハザードマップの修正や公園に設置されている津波避難場所標識の修正など、影響が多岐に及ぶことが予想されます。 このため、関係機関などと慎重に検討してまいります。</p>	B	都市建設部 緑地公園課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
7	<p>【錦岡地区にも簡易ゴミ処理施設の必要を感じます】 もえぎ町町内会</p> <p>もえぎ町の山側(北)に未開発道路を散策路として楽しんでおりますが「不法投棄禁止パトロール強化地区」の看板を掲げて注意をうながし効果をあげておりますが、この不法投棄のもとをたずねると、通常のゴミ処理では問題はないのですが、乗用車等で沼ノ端の処理場までの搬送には往復30キロ余り、時間的な事等負担が大きいのか、近くで投棄と考えての行動かと推察されます。この地域に簡易なゴミ処理施設(計量機、輸送トラック配車機能)があればと考えます。「パトロール強化地区」看板の必要なくなる事を願いながら希望します。</p>	<p>近年のごみの減少を踏まえ、平成30年度に糸井清掃センターの稼働を終了し、沼ノ端クリーンセンターの単独運転にて処理を行っていることから、現在、新たな処理施設の設置は計画しておりません。</p> <p>なお、沼ノ端クリーンセンターまでの搬入が困難な場合は、大型ごみ・せん定枝収集センターや収集運搬許可業者の活用をお願いいたします。</p> <p>また、不法投棄が発見された場合には、ゼロごみ推進課(Tel53-0530)まで御連絡をお願いいたします。</p>	C	環境衛生部 施設管理課 ゼロごみ推進課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
8	<p>【所有者・管理者不在の空き地の草刈り等の実施について】 すずらん町内会</p> <p>毎年のように同じ内容の要望となりましたが、今回は、地域住民から、切実な声を寄せられたことから、再度、提出させていただくことになりました。</p> <p>空き地の草刈り等については土地管理者において行うもので、これまでも市から土地管理者等に定期的に状況写真などを添付し連絡をしていただいていることは承知しています。</p> <p>それにより、草刈りを実施してくれる方がいる一方、全く実施していない管理者等がいるのも事実です。</p> <p>そして、このような空き地の一部には、最近、不動産会社や住宅メーカーなどの販売等の看板の設置がみられるようになりましたが、これら土地の管理も必ずしも行き届いているようにも思えません。</p> <p>そうした中、草刈り等が実施されないまま長期にわたり放置されている空き地に隣接し居住している世帯の中には、今年も、また雑草に囲まれる季節になり、乾燥時の野火の発生の恐怖や虫の発生で窓などを開けられず、気が滅入って健康不安を抱えるも、半ば諦めのような気持ちで日々の生活を送っている高齢世帯もあります。</p> <p>このような方々は、看板を立てている業者は別として、それ以外の土地管理者等を個人で探す術を持っていません。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>	<p>本市では、「苫小牧市空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」に基づき、空き地の管理者に対し、雑草等の繁茂する管理不良の状態にならないように努めていただくよう、以下の取組を行っております。</p> <p>【市の取組状況等】</p> <p>(1)資産税課の納付書発送時に草刈り依頼文書を同封 (2)空き地調査後、雑草等が繁茂している空き地の管理者に文書の発送(消防本部の防火対策文書を同封) (3)草刈りをしない管理者に文書の再発送 (4)それでも草刈りをしない管理者に文書の再々発送(市外居住者には必要に応じて現地写真を添付や直接電話等による対応も実施)</p> <p>昨年度からは文書内容や文書の色(再発送時は黄系、再々発送時は赤系)にも工夫をしております。</p> <p>ただ、御指摘のとおり、空き地の草刈りは、管理者の御理解・御協力がなければ解決できない問題です。 特に長年一度も草刈りをしていただけない管理者には、今後隣接地居住者の皆様のお困りの状況を強く訴える文面に変更するなど、より一層指導及び勧告に努め、適切な維持管理を粘り強く要請してまいります。</p>	B	環境衛生部 環境生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
	<p>(前ページより)</p> <p>空き地の所有者・管理者は、このような状況にある方々のこうした心情をどのように考え、どのように感じているのかと思います。</p> <p>もし、自分たちが同じような状況に置かれたときのことを考えていただきたいだけのことです。</p> <p>以前にもお話してきましたが、管理が行き届かない状態が続きますと、害虫の発生、不法投棄の温床につながりかねず、景観の悪化だけでなく、防犯上の問題も生じてきます。</p> <p>地域住民は、決して無理な要望をしている訳ではありません。毎年のように草刈りなどをしていただきたいだけのことです。</p> <p>毎年のように要望される市としても大変でしょうけど、行政に頼るしかない現状を土地管理者に伝えていただきたく、再度の要望となりました。</p>			

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
9	<p>【環境美化活動事業計画と道路縁等の草刈りのやり方について】 すずらん町内会</p> <p>今年も、町内にある公園や遊歩道の草刈りが行われています。 しかし、公園や遊歩道に接する道路縁や歩道の草刈りは行われていません。 なぜ、同時に草刈りが行われないのか、時期をずらして道路縁などの草刈りを行うというのであれば、先に草刈りの終わった遊歩道等の草も伸び始めているところもあるなど、いつも疑問に感じているところです。 地域住民の中には、自宅前の草が伸び放題では余りにも見苦しく感じ、せめて自宅前だけでもとの思いで、それぞれが道路縁や歩道の草刈りを行っています。 ところで、毎年、町内会から市に対し、「環境美化活動事業計画書」を提出し、これに対し、市からの「助成金」が交付されています。 事業計画の項目の中には、地域における「環境整備」や「町内の環境美化に係る活動」があり、この項目には、町内の草刈りも含まれるのではと思います。しかし、この草刈りの範囲は、何処までのことを指すのかははっきりしていません。あくまでも住民の住宅前道路縁等だけなのか、管理者不在の空き地周辺までなのか。 市では、同時に道路縁等の草刈りを実施しないのは、ただ、担当部署が異なる上、業者への業務委託時期が異なるためなのか、あるいは町内会によるこの環境美化活動事業計画との兼ね合いから、できれば町内会に道路縁等の草刈りを行ってもらえると考えているのかどうか、伺いたいと思います。</p>	<p>日頃より、地域の皆様には御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>環境美化活動事業については、生活環境の美化及び保全を目的とし、町内会が行う大掃除やごみステーション周辺の環境整備などに対し助成しており、ごみステーション周りに限らず幅広く活用していただければと考えております。</p> <p>なお、環境美化活動助成金について、御不明な点等ございましたらゼロごみ推進課(55-4266)までお問合せをお願いします。</p> <p>また、道路等の草刈り作業は、基本的に市が行い、各地区ごとに道路や河川等の順番を決めて行っておりますが、御指摘の草刈り時期のずれにつきましては、極力、効率的に作業が進められるよう努めてまいりますので、御理解をお願いします。</p>	B	<p>都市建設部 道路維持課</p> <p>環境衛生部 ゼロごみ推進課</p>

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
10	<p>【旧集会所跡地の除草について】 明德四丁目町内会</p> <p>毎年、団地内南東側空き地の雑草刈取りを行っていただきありがとうございます。 当団地中央にある市管財課用地である、旧集会所跡地の除草については、本年度から空き地の四方の際の草刈りをしていただけることになったようですが、中央部にも成長した木々があることから、これらを含む雑草についても私費により全面的除草をすることにしましたので、御了承願います。</p>	<p>市有地(旧集会所跡地)の草木についてですが、5月22日(水)に町内会の方と現地を確認して、中央部も含めて、7月5日(金)に全地草刈りを行いました。</p>	A	<p>財政部 管財課</p>
11	<p>【横断歩道の設置について】 美原町内会</p> <p>ときわスケートセンター付近の交差点の北側及び、美原町1丁目と3丁目の間のときわ中央通を横断する横断歩道と信号機の設置について、美原町からときわ町側のときわスケートセンターに行く児童生徒や病院、ショッピングセンター等に通う住民、ときわ町側から美原町のゲートボール場に通う住民は、信号機のない道路を横断せざるを得ない状態となっています。 また、美原町1丁目及び3丁目はここ3～4年建設ラッシュが続いていますが、この両町の間でのときわ中央通を横断する歩道は錦岡東1条通の交差点1か所しかないため、両町間の往来に不便をきたしています。 こうした実情から、上記2か所に横断歩道及び信号機を設置されるよう、警察署に要望されますようお願いいたします。</p>	<p>ときわスケートセンター西側の道道交差点の横断歩道及び錦岡東1条線の横断歩道付信号機の設置については、地域からの重点要望として苫小牧警察署を通じ公安委員会へ提出しております。 ときわスケートセンター西側交差点について、苫小牧警察署からは横断歩道の設置に必要な歩道の改良と、当該箇所の交通量調査を求められており、本市では朝夕の通勤・通学時間帯における調査を実施したほか、歩道の改良についても関係機関と継続して協議を進めているところでございます。 また、錦岡東1条線の横断歩道付信号機の設置については、設置までに時間を要することが見込まれることから、通行車両に対する注意喚起看板を設置いたしました。 信号機等の設置や交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や、設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苫小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。 また、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。</p>	B	<p>市民生活部 安全安心生活課</p>